

# 重要事項説明書

(認知症対応型通所介護)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者： 社会福祉法人 如水福社会 なんくる家

### 1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

①事業所名：社会福祉法人 如水福祉会 なんくる家

TEL：0979-32-7968

担当 生活相談員 重要事項説明者 生活相談員

②中津市役所（介護長寿課）

TEL：0979-22-1111

③大分県国民健康保険団体連合会（介護保険課）

TEL：097-534-8475

### 2 事業所名：社会福祉法人 如水福祉会の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人 如水福祉会 なんくる家
所在地	大分県中津市大字是則1246番地7
介護保険指定番号	認知症対応型通所介護 (4490300052)
サービス提供地域	旧中津市

(2) サービス提供時間

月曜日～土曜日（祝日休業）	午前8:00～午後5:00
---------------	---------------

(3) 職員体制

職務	員数
管理者	常勤 1名
生活相談員	サービス提供時間において1名以上
機能訓練指導員	個別機能訓練実施時間において1名以上
看護または介護職員	2名以上（うち1名以上は提供時間を通じて専従）

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

### 3 サービス内容

認知症対応型通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、口腔機能向上、アクティビティ、その他必要な介護等を行います。

### 4 利用料金

(1) 利用料

介護度	負担額※1	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満	限度額※
要支援1	1割	312円	474円	496円	740円	759円	859円	886円	5032円
	2割	624円	948円	992円	1480円	1518円	1718円	1772円	
	3割	936円	1422円	1488円	2220円	2277円	2577円	2658円	
要支援2	1割	347円	525円	550円	826円	849円	959円	989円	10531円
	2割	694円	1050円	1100円	1652円	1698円	1918円	1978円	
	3割	1041円	1575円	1650円	2478円	2547円	2877円	2967円	
要介護1	1割	358円	543円	569円	858円	880円	994円	1026円	16765円
	2割	716円	1086円	1138円	1716円	1760円	1988円	2052円	
	3割	1074円	1629円	1707円	2574円	2640円	2982円	3078円	
要介護2	1割	394円	597円	626円	950円	974円	1102円	1137円	19705円
	2割	788円	1194円	1252円	1900円	1948円	2204円	2274円	
	3割	1182円	1791円	1878円	2850円	2922円	3306円	3411円	
要介護3	1割	431円	653円	684円	1040円	1066円	1210円	1248円	27048円
	2割	862円	1306円	1368円	2080円	2132円	2420円	2496円	
	3割	1293円	1959円	2052円	3120円	3198円	3630円	3744円	
要介護4	1割	467円	708円	741円	1132円	1161円	1319円	1362円	30938円
	2割	934円	1416円	1482円	2264円	2322円	2638円	2724円	
	3割	1401円	2124円	2223円	3396円	3483円	3957円	4086円	
要介護5	1割	503円	762円	799円	1225円	1256円	1427円	1472円	36217円
	2割	1006円	1524円	1598円	2450円	2512円	2854円	2944円	
	3割	1509円	2286円	2397円	3675円	3768円	4281円	4416円	
個別機能訓練加算		1日あたり (1割) 27円		(2割) 54円		(3割) 81円			
若年性認知症受入加算		1日あたり (1割) 60円		(2割) 120円		(3割) 180円			
入浴介助加算		1日あたり (1割) 40円		(2割) 80円		(3割) 120円			
サービス提供体制強化加算Ⅱ		1日あたり (1割) 18円		(2割) 36円		(3割) 54円			
介護職員等処遇改善加算Ⅱ		1月当り総単位数×加算率(17.4%)							


※2 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

○自己負担（介護保険適用外）

食材料費用※	昼食代・おやつ代	600円	
オムツ代	リハビリパンツ	120円	尿取パット 30円
開示請求に係る費用			1枚 10円

※昼食代・おやつ代は外部委託の為、10時30分を越えて来所をキャンセルする場合はその費用を請求させていただきます。

## (2) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月7日までに当月分の料金を請求いたしますので、25日までに現金でお支払いください。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。職員がお伺いいたします。

認知症対応型通所介護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービスの終了、中止

#### ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

#### ② 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

#### ③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・利用者がグループホーム等の介護保険施設に入所、小規模多機能型居宅介護の利用、転出した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合

#### ④ その他

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、事業者や事業者のサービス従業者、または利用者に対して本契約を継続し難いほどの迷惑行為等を行った場合は、事業者により文章で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせてサービス変更、または中止することがあります。
- ・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更、または中止することがあります。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族の方に連絡の上、適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用は中止させていただきます。（別紙1参照）
- ・天候不良、災害の危険などの際にはサービスの利用を中止等させていただく事があります

## 6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準		

事後に通院が必要となった場合の送迎は、介護保険法、道路交通法の規則により施設での対応が出来ません。

通院時にご家族のご対応をお願いいたします。

施設側に過失があった場合の医療費は施設負担となります。

【事業所】

大分県中津市大字是則1246番地7  
社会福祉法人 如水福社会 なんくる家  
理事長 時 田 純 子 印

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_

署名代筆事由：

署名代筆者氏名 \_\_\_\_\_

署名代筆者続柄 \_\_\_\_\_